

令和7年度千葉ポートタワーの管理に関する年次協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社塚原緑地研究所（以下「乙」という。）とは、令和3年3月22日付けで、甲乙間で締結した「千葉ポートタワーの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第48条及び第71条の規定に基づき、令和7年度の事業年度に係る指定管理料（以下「指定管理料」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 令和7年度の事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までをいう。）に係る指定管理料の額は、69,588,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（支払方法）

第2条 指定管理料の支払いは年12回とし、基本協定第51条の規定に基づき乙の請求により支払うものとする。

2 1月当たりの指定管理料の支払い額は、次のとおりとする。

令和7年4月分～令和8年3月分（12回） 5,799,000円

（利益等の還元方法）

第3条 基本協定第71条各号で規定する利益の還元は、甲の発行する納入通知書により指定の期日までに納入するものとする。

（疑義についての協議）

第4条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠実協議の上、これを定めるものとする。

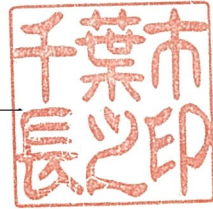
以上を証するために、本協定書2通を作成し、甲乙署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲： 千葉市中央区千葉港1番1号

千 葉 市

千葉市長 神 谷 俊



乙： 千葉市美浜区高洲3丁目11番3号

株式会社塚原緑地研究所

代表取締役 塚 原 道 夫

